

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県立福島東高等学校が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県立福島東高等学校長 小林 寿宣

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式、以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、公告に示す期限及び場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、当該資格確認の結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により別途通知する。

(1) 提案協議書（第 5 号様式）。ただし、想定品以外の物品で入札に参加希望する場合に限る。

(2) 納入期限までに必ず納入する旨の「確約書」（様式任意（参考様式 1））

5 入札書の提出及び改札の日時、場所

公告に示すとおり。

6 入札書の提出等

(1) 上記 5 に示す日時及び場所に持参して提出する入札書は、指定の入札書（第 6 号様式）とすること。

(2) 入札書を提出するときには、次の書類も併せて提出し、確認を受けること。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）の写し

イ 委任状（第 7 号様式）。ただし、下記 10 の(3)の場合に限る。

(3) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。

- (5) 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

財務規則第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 開札及び再度入札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (3) 初回入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。ただし、下記 12 の(4)に該当する場合を除く。

9 入札参加者に要求される事項

公告に示すとおり。

10 入札心得

- (1) 入札者は、この入札説明書及び仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、入札説明書等に疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第 1 号様式）により、発注者に令和 7 年 2 月 17 日（月）午後 4 時まで
に説明を求めることができる。
なお、説明を求められた場合、発注者は、入札説明書等に関する回答書（第 2 号様式）を福島県立福島東高等学校ホームページに掲載する方法により回答する。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に

- 当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延長し、又は取りやめることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者が提出した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 次のいずれかに該当する入札書による入札
- ア あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び事務担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む。）
- イ 鉛筆書きによる入札書
- ウ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- エ 日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
- オ 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、くじにより落札者の決定を行う。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

る。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下、「契約書」という。）に記名、押印し、落札決定の日から 10 日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

購入契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、
契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(18)まで（省略）

2（省略）